

平成24年度 第3回 米子市公共下水道等使用料審議会議事概要

1 開会

委員11人の内8人出席により定足数を満たしており、本会が成立していることを確認

2 議事

(報告事項)

(1) 前回審議会開催結果について(資料3-1)

[説明者] 事務局(宇田次長)

(概要)

前回審議会の議事内容について説明しました。

- ・公共下水道事業及び農業集落排水事業の財政状況

下水道事業の財政の概要・仕組み、決算額の推移及び平成23年度決算状況

- ・経営健全化への取組状況
- ・内浜処理場施設見学を実施

[質疑] なし

(審議事項)

(2) 下水道事業の収支計画について

ア 使用料算定手順について

[説明者] 事務局(宇田次長)

(ア) 使用料体系の変遷(資料3-2)

(概要)

昭和60年 基本水量を8m³から10m³へ、使用料段階を4から5へ細分化

平成5年、8年 独立採算制を目指す観点から改正

平成19年 合併後の料金統一、資本費平準化債の活用により値上げの抑制

平成19年4月以来、改正していない。

近年の改正時期は4月1日だが、年度途中からの改正をしていた時期もある。

(イ) 使用料算定の作業フロー(資料3-3)

(概要)

下水道協会で示された作業フローの例。

使用料対象経費の算定作業は、使用料算定の基本となる原価を適正に算定する必要があり、原価の算定を行うためには、算定期間の収支見込を作成する必要がある。収支計画＝財政計画を基に、使用料対象経費の算定を行いたい。

収支計画を踏まえ、適正な使用料水準の算定を行った後、基本使用料、従量料金の段階等、使用料体系を考えていきたい。

(ウ) 使用料算定期間について

(概要)

平成25年度から平成27年度の3年間を使用料算定期間としたい。

(補足)

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格からできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うことになる。

昨年の震災を踏まえ、今後の国庫補助状況が不透明である等、計画作成の前提条件が見込みにくいことから、3年間を使用料算定期間としたい。

[質疑] 細井会長

3年間というと、どんなスケジュールになりますか。

[説明者] 事務局(宇田次長)

平成28年度までの累積赤字の解消ということを目指せば、平成25年度から平成27年度までということで、1年余裕がありますけど、赤字の状態が延びていけば累積期間が長くなるので赤字額が増えてくるということも生じてきます。

[質疑] 佐藤委員

現在の料金体系は、他市と比較してどうでしょうか。

[説明者] 事務局(宇田次長)

第1回目の資料にもございましたが、水準で比較しますと、例えば一般家庭1ヶ月20㎡で考えますと、米子市は鳥取市に次いで山陰で2番目に低いという状況です。

イ 収支計画の推計方法について

[説明者] 事務局(藤岡係長)

(ア) 収支計画策定に当たっての前提条件について(資料3-4)

(概要)

歳出は、建設事業と既存施設の管理運営経費に大別される。

歳入の根幹である使用料は、排水需要の予測により見込まれる。

現時点で見込みうる資料を基に、収支計画を作成した。

建設事業と国庫補助金、起債は連動(資料3-4 2ページ目)

受益者負担金は、過去3年間の平均

管理運営費は、整備面積が広がれば増加していくもの。

その財源の主なものは、一般会計からの繰入金(市税)、使用料である。

特別な市債(資本費平準化債等)もある。

主な歳入歳出の見込み方法について、資料3-5以降で説明する。

[説明者] 事務局(杉谷次長)

(イ) 公共下水道の整備状況(資料3-5)及び建設事業計画(資料3-6)

(概要)

平成23年度末の整備予定面積に対する整備状況は60.7%（整備済面積2,155.8ha／整備予定面積3,551ha）であり、整備終了は平成50年度頃となる予定。ポンプ場及び処理場の機械電気設備等は、財政状況を踏まえて真に必要なものを逐次更新する予定で計画を策定している。

国の平成25年度概算要望でも国庫補助事業が圧縮される見込みであり、近年の補助金状況を踏まえて、補助対象事業費は平成23年度程度と見込み、ポンプ場及び処理場の機械電気等の更新経費を除いた事業費で管渠整備を行う予定である。

当該建設計画は大規模な建設事業を掲載したものであり、既存施設の補修修繕経費は、別途予算化している。

また、昨年末に下水管の陥没事故が発生しており、既設の管渠の更新経費も今後想定される。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

(ウ) 収支計画作成資料 その他の主な前提条件資料（資料3-7、1枚目）

(概要)

新規面整備に伴い、処理区域内人口が増加する。しかし、人口減少傾向にあること及び一人1日当たりの有収水量も近年減少傾向にあることから、使用料の大幅増は見込みにくい。

(エ) 一般会計繰入金の見込み（資料3-7、2枚目）

(概要)

一般会計からの繰入金は、国の示す繰出基準で算定されている。その財源は、下水道を使用していない方も含めたすべての市民の税であり、普及率が低い状況で多額の繰入れを行うことは、下水道を利用していない方の理解が得られにくいと考えられる。

一般会計の行政需要が増大している状況に鑑み、繰入金は、平成23年度決算額で今後推移していくものと見込まれる。

資本費平準化債の借入れにより繰入金の圧縮及び使用料の補てんを行っている。

資本費平準化債とは…（資料3-7 2枚目の下段）

現在は、現在の使用者の負担（使用料）の抑制、一般会計繰入金の抑制のために資本費平準化債を借りている状況である。国が認めている「赤字補てん債」であり、後年償還しなければならない借金である。

[質疑] 谷本委員

人口推計は地域別の推計を使っておられますか。これから整備していく地域とそうでない地域との違いがあると思いますし、人口密度も地区別の人口推計を使って出された数字でしょうか。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

市全体の人口推計がどう動いていくかというので、接続可能人口に総人口の減少割合を加味しています。その前段として、今後の整備区域の人口密度を1ha当たり28人という見込みを出しておりますが、計画整備課が作成した計画では今後の整備区域として、調整区域と市街化区域の両方残っているんですが、今後どう進めていくかは状況が確定しにくい部分もありますので、平均を取りまして28人という数字を出しております。

[質疑] 加藤委員

水洗化率90%を目標とされるとのことですが、一人暮らしも増えているこの状況の中、本当に皆さんがそんなに下水道につながれるのでしょうか。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

平成23年度末で、水洗化率85.4%となっています。90%というのはすべての整備が終了した段階で見込んでいる数字ですので、平成50年ぐらいです。資料3-7で挙げておりますが、現実的な数字として、年0.2%ずつの伸びとしております。我々としても今後普及に努めていくということで、ある程度その努力を含めての推計値としております。

[質疑] 佐藤委員

これから整備させていく弓ヶ浜地区は、合併浄化槽が普及していますが、そのような方々が、すぐ公共下水道につないでいくという見通しもたたないのではないですか。コストがかかりますしね。

[質疑] 梅林委員

今、水洗化率が85.4%ということですが、場所によっては低いところもあるでしょう。

[説明者] 事務局（宇田次長）

地域によって格差はありますが、公共下水道は接続義務が法定されておりまして、合併浄化槽は市は設置に際して補助金を出しておりますが、そのときに、公共下水道が整備されたらつないでくださいというお話はさせていただいております。

[質疑] 上村委員

私の身の回りの人にも、もう2人暮らしだからつながなくともいいという考えの方も結構ありますけどね。

[説明者] 事務局（岩本次長）

さきほど、合併浄化槽のことを言われましたが、確かに浄化槽を設置してすぐの場合は、当然出費もありますので、しぶられる方もおられますが、下水道事業につきましては法的にも接続義務がございますので、我々としては徐々に接続率を上げていくよう普及に努めているところでございます。

[質疑] 細井会長

浄化槽の人が下水につなぐための補助金はありますか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

そういう補助制度はございませんが、貸付金制度はあります。

[質疑] 細井会長

現状では、この接続率の数値を目標に事業を進めていくということですね。つながない人がいるので、つなぐ人の料金を上げるという訳にもいかないですしね。

[質疑] 伊藤委員

処理場の耐用年数は、それを過ぎたら取替えということですか。

[説明者] 事務局（岩本次長）

そういうことではなく、耐用年数は目安としてはあるんですが、現実問題としては維持管理をしながら運用しておりますので、補修等で手を加えながら長く使えるような対応をしているわけですが、それをやっても無理な場合に初めて取替えます。よって、資料3-6において改築で挙げております機器等につきましては、はじめて更新するようなものがほとんどです。更新費用を安くするために、現場で努力しながらやっているところです。

ウ 収支計画見込みについて

[説明者] 事務局（藤岡係長）

(ア) 下水道事業特別会計の収支計画（資料3-8）

(概要)

以上の前提条件を踏まえて、平成33年度までの収支計画を策定した。
使用料の改正をしない場合は、平成28年度末 約6億円の赤字が見込まれる。

前回審議会の収支計画から悪化した理由…経営努力により歳出圧縮に努めたものの
(資料1回目-9) ①一般会計繰入金の減、②使用料収入の伸び悩み による。

資本費平準化債を借り入れる予定

特別措置分 ← 平成18年度地方財政計画において、下水道事業にかかる財政措置が大幅に見直されたことにより、既発債の公費負担割が変更になり、この差額を下水道事業債（特別措置分）として借入れることが認められたもの。これも赤字補てん債といえるが、起債償還額は後年繰入金の対象経費となる。

(イ) 農業集落排水事業特別会計の収支計画（資料3-9）

(概要)

基準外繰入れ及び資本費平準化債の借入れにより収支の均衡を図っている。
使用料の値上げにより収支の均衡を図るとするならば、現在の使用料を3倍近くに値上げ

する必要がある。

[説明者] 事務局（宇田次長）

(ウ) 赤字解消計画（案）について（資料 3-10）

(概要)

今後、老朽化する施設の更新も行っていく必要があり、その財源は使用料で賄うことになる。

公営企業である以上、更新経費の積み立ても本来は行うべきであるが、現在の財政状況では困難であり、現実的な対応としては、累積赤字の早期解消を行いたい。

(起債の借入れのために、資金不足解消計画を策定しており、平成 28 年度までに赤字を解消する必要がある。)

市民は公共下水道、農業集落排水を自らの意思で選ぶことはできない。会計の収支を見て、公共と農集の使用料を、別々に論じることは適当でないと考えている。会計上は、公共下水道の赤字が表面化しており、この部分を取り上げて考えた資料が 3-4 である。累積赤字は、放っておけばどんどん増える傾向にある。

「使用料改定の影響」

- 1 改定率が大きい場合は、受益者の負担感は大きくなるものの、累積赤字は早期に解消される。
- 2 改定率が小さい場合は、受益者の負担感は小さいが、赤字財政からの脱却に時間がかかることになり、次の問題点がある。
 - ① 赤字の解消が進まないということは、いつまでも大きな負債を抱えることになり、不必要な借入金利子を増やすことになるとともに、これからの世代に負担を先送りすることになる。
 - ② 処理施設など築 30 年以上経過しているものもあり、一部改築・改修が必要となるが、経費削減のため、年次的な改修等に対応できなくなる場合がある。
 - ③ 受益者である下水道使用者から適正な使用料を徴収しないで、市民の税である一般会計からの繰入金により経費を賄うことは、下水道整備がまだなされていない地域の市民にとっては、不公平をもたらすことになる。

税（繰入金）がなければ使用料を上げることにはなるが、税を下水道事業にどんどん投入すれば、保育料などの一般会計で行っている他の料金アップにつながりかねない。

接続された部分を含めて、人口減少傾向にあり、建設費が少なくなれば、使用料収入の伸びはすぐに鈍化するが、支出のうち多くを占める地方債の償還は固定費であり中々減らない。

資料 3-10 のケース 1 からケース 4 を説明。

平成 27 年度末での赤字解消のためには、資本費平準化債を借り入れる場合でも、平成 25 年度から使用料改定を行った場合、9.51% の値上げが必要である（資料 3-

10のケース1。

(補足)

ケース1の496,854千円は、資料3-8の平成27年度末時点の累積赤字額に一致。

ケース2の1,036,854千円は、496,854千円に資料3-8の平成25年度から平成27年度に借り入れる資本費平準化債の合計を加えたもの。

ケース3の535,698千円は、資料3-8の平成29年度までの累積赤字額を平成29年度までの5年間で割った数字を3倍(3カ年分)したもの。

ケース1からケース4の5,226,483千円は、資料3-8の平成25年度から平成27年度の下水道使用料の合計額に一致。

[質疑] 細井会長

資料3-10では、赤字解消を先延ばしした方が改定率が上がるというふうになっていますが、直感的には逆ではないかと思いますが。

[説明者] 事務局(宇田次長)

平成28年度が元利償還金のピークですので、その部分が入ることによって、赤字部分はその期間に延びるということです。

[説明者] 事務局(柘本主任)

ケース1からケース4までいずれの場合も3年後には累積赤字が解消するんですけど、ケース1及びケース2については、5年後には再び累積赤字が発生してしまうということです。

[質疑] 細井会長

赤字は常に発生するけれど、どこで解消するかということですね。

[質疑] 加藤委員

ということは、値上げは必須ということですか。下水道が上がると上水道も料金が上がりますか。

[説明者] 事務局(宇田次長)

上水道は10年間料金を値上げしないと宣言されたはずですよ。

[質疑] 宇田川委員

一般家庭だけではなく全体で上がるということですか。

[説明者] 事務局(宇田次長)

使用料体系については次回以降になりますが、全体としていくら不足しているかということから考えると、全体的には9%台の値上げが必要だという資料です。

[質疑] 宇田川委員

収入が不足しているのは分かりますが、事業者的な考えでお話しますと、これからは消費税が上がる話も出てきておりますし、また、景気についても先行きが明るい様には思えませんので、単純に足りないから値上げというのでは堪えるような気がしております。

[説明者] 事務局（宇田次長）

地方債元利償還金が平成28年度をピークにそれ以降徐々に下がっていきますので、その部分だけをみれば、その先も3年ごとに9%ずつ上げていくということではないと思います。

[質疑] 伊藤委員

（資料3-8で）単年度収支がマイナスになると出ていますが、とりあえず単年度収支がマイナスにならないようにするという場合の数字はどれぐらいになりますか。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

平成25年度から平成27年度までの単年度収支の合計は、資料3-8より△177,420千円になりますので、単純に使用料収入の3年合計5,226,483千円で割りますと、3.4%になります。ただそれは、平成24年度末時点の赤字は解消するのは止めて、その先3ヵ年だけの収支だけを見た場合になりますし、その後先ほど申しましたように地方債償還のピークがきて赤字要因が増えていきます。歳出合計65億円に対し地方債元利償還金が30億円を占めており、また元利償還金は固定費的な意味がありますので、経営努力等で歳出を圧縮しようとしても、なかなかしきれない部分があります。

[質疑] 伊藤委員

まあ、どちらにしても値上げは仕方ないということですね、この資料を見る限りはね。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

赤字の解消を図るということを前提にいたしますと、そのとおりですね。今後、施設も老朽化していきますので、赤字体質の解消を図っておかないといけません。先延ばしすれば累積赤字は増えていきますし、管渠の事故等ありますと、安全安心が第一になりますが、そちらへの対応も難しくなる状況も懸念されます。

[質疑] 佐藤委員

資料を見ると、赤字だということですね。一般会計の繰入金も今後増えるということは考えにくいわけですね。

[説明者] 事務局（宇田次長）

一般会計も余裕はない状況です。

[質疑] 佐藤委員

この計画もあくまで見込みであって、もっと悪くなるかもしれない。現状は更に赤字が進む可能性もあるように思う。

[説明者] 事務局（宇田次長）

はい、可能性はあります。

[質疑] 佐藤委員

料金が上がることは一市民としては賛成すべきことではないですが、かといって赤字をどんどん膨らませていって後世につけを回すだけなら、料金改定も致し方ないかなという気もしますね。企業努力だけでは解消できるような額ではないと思いますしね。一般会計からの繰入金は、公平な税負担とは言えない部分もある。実際にまだ下水がきていない地域の人もある訳ですし。

[質疑] 細井会長

整備が100%終わってれば、赤字分を下水道使用料で賄うか、一般会計繰入金で賄うかという話にもなるんですけどね。

[質疑] 宇田川委員

単純に考えると、1割近くは上がるということですか・・・。

[質疑] 上村委員

下水道が通っているのにつないでいない人も確かにいますが、弓ヶ浜のこれから整備される地域の人たちは、いきなり高い料金からになるわけですけど、赤字解消のためには仕方ないことなのでしょうね。

[質疑] 加藤委員

下水道につながらない人はつなぐときの最初の負担が大きいからためらうと思う。毎月の料金よりも、つなげるときの負担が大きいとよく聞きます。

[質疑] 伊藤委員

接続義務に罰則はないんですか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

くみ取りから水洗便所へは3年以内に接続する義務があり、改善命令を出すことができます。

[説明者] 事務局（松岡部長）

下水道法で改善命令を出すことは出来ますが、これまでは米子市で実施したことはございません。さらにそれに従わない場合には30万円以下の罰金という規定も法律にはござ

います。ただ、全国的にも罰金までいったという例は聞いたことがございません。ただ、高齢化という状況は日本全国一緒ですので、いろんな都市で接続の指導強化を図っているという状況にあります。

[質疑] 上村委員

接続の際には融資制度もあり、いい制度だと思います。説明不足ではないかと思います。

[説明者] 事務局（松岡部長）

融資制度につきましては、説明会等において、様々な形でPRに努めております。

[質疑] 梅林委員

弓ヶ浜地区になると、さらに接続時において自己負担額が高くなるでしょう。つなぐ管の長さが長くなりますからね、それについては問題は出ておりませんか。

[説明者] 事務局（松岡部長）

公共ますをつけるのが、道路から大体50cmから1m以内につけさせていただきますので、大きいお屋敷を構えておられる方については屋敷内で相当引っ張っていただくことにはなりますね。

[質疑] 梅林委員

自分のところもつないでから10年経ちますが、まだ60世帯の中で10世帯ぐらいはつないでないですからね。お金があってもつながない方もいますしね。このような状況で85.4%というのは高い率に見えますね。

[説明者] 事務局（松岡部長）

米子市と同じような規模の都市で比べますと、全国平均で93%ぐらいの水洗化率になっておりますから、85.4%というのは低い率でございます。

[質疑] 宇田川委員

せっかく基盤整備しても、つなげなければ今後ますます赤字幅が大きくなるという懸念もあるわけですよ。再三申し上げますが、私どもは皆生温泉でどちらかという大口になると思いますが、ほとんどの企業が今大変な時期で、消費税が上がる話もある、そういう中で改定率10%でなんとかという話であるわけなんですけれども、もちろん下水道会計の赤字が累積するのは良くない事だということは分かっているわけなんですけれども、そのあたりはよくご検討いただきたいと思います。

[説明者] 事務局（松岡部長）

地方債の返済が平成28年度をピークに下がっていくということで、多分その後10年間は歳出が下がっていくというような予測をお示しできると思いますし、もしかすると国の施策も今は例の震災で東北中心となっていますが、いい方向に向かうかもしれません。

[質疑] 細井会長

事務局としてはケース1からケース4でということですが、いかがでしょうか。
事務局としては4つ示していただいた中で、どれをとっているのがありますか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

今後、具体的な使用料体系をお示しするときに、具体的な改定率を決めておかないと、なかなか考えにくい面がございますので、提示させていただいたものです。

[質疑] 細井会長

では、例えば、今後、ケース1からケース4全部で料金をシミュレーションしてみるということですか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

とりあえず、ケース1（改定率9.51%）でということになります。ただ、改定率については、まだ議論が出てこようかとは思いますが。

[質疑] 細井会長

使用料改定のイメージということで、今日のところはケース1を念頭において、料金のサンプルを作っていただいて、次回示していただいてもう一回議論をするということでしょうか。

一同、異議なし。

では、ケース1で次回までに事務局に改定案を作っていただくということにいたしますようか。

[質疑] 加藤委員

参考までに、上水道が10年値上げしないのはいつまでだとかいう分かるものがあつたら、次回までをお願いします。

3 その他

(1) 今後のスケジュール、審議事項について

[説明者] 事務局（藤岡係長）

(概要)

次回第4回審議会は、資料3-10 ケース1を基に、シミュレーションを提示いたします。加藤委員さんからお願いがありました、上水道の10年間の資料も提示させていただきます。

次回開催予定は、11月です。場所と時間は今回と同じです。

また、今回の議事録については、加藤委員、上村委員にご承認いただき、確定とさせていただきます。

ただきます。よろしくお願ひします。

4 閉会